



# 金沢市公報

第2508号

平成18年(2006年)2月13日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
告 示	
地縁による団体の認可について (市民参画課)	1
地縁による団体の告示された事項の変更について ( " )	2
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定について (障害福祉課)	2
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指定について (地域保健課)	2
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置に係る許可に関する申請書等の縦覧について(環境総務課)	3
自転車等を移動し、保管したことについて (交通政策課)	3
自転車等の撤去及び保管について( " )	4
平成9年告示第232号(金沢市営住宅条例の規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定めたことについて)の一部改正について (市営住宅課)	4

公 告	ページ
金沢市農業振興地域整備計画の変更について (農林総務課)	4
浄化槽保守点検業者の登録について (環境保全課)	5
地区計画等の原案の縦覧について(都市計画課)	5
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可について (区画整理課)	5
土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧について ( " )	5
選挙管理委員会告示	
金沢市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧の場所について (選挙管理委員会)	5
平成18年3月19日執行予定の石川県知事選挙に係る選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間について ( " )	6

## 告 示

### ●金沢市告示第29号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年2月13日

金沢市長 山 出 保

- 1 名称  
入江町会
- 2 規約に定める目的  
この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区域  
入江2丁目全域
- 4 事務所  
金沢市入江2丁目328番地
- 5 代表者の氏名及び住所  
中村 茂  
金沢市入江2丁目372番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
なし

- 7 代理人の有無  
なし
- 8 規約に定めた解散の事由  
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日  
平成18年2月13日

## ●金沢市告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年2月13日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
荒屋町住宅 団地町会	事 務 所 の 所 在 地	金沢市荒屋町イ151番地	金沢市荒屋町口15番地4	平成18年1月22日
	代表者の氏名 及 び 住 所	小 出 忠 男 金沢市荒屋町イ151番地	中 屋 保 雄 金沢市荒屋町口15番地4	平成18年1月22日
東森本町会	事 務 所 の 所 在 地	金沢市南森本町力27番地	金沢市南森本町力28番地	平成18年1月29日
	代表者の氏名 及 び 住 所	鎌 田 勇 夫 金沢市南森本町力27番地	松 前 正 金沢市南森本町力28番地	平成18年1月29日

## ●金沢市告示第31号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17の規定により、指定居宅支援事業者として次のとおり指定したので、同法第17条の23の規定により告示します。

平成18年2月13日

金沢市長 山 出 保

指定居宅支援 事業者の名称	事業所番号並びに事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	指 定 年月日	サービ スの種類
特定非営利活動法人みんなの力駅西	(1) 事業所番号 17201100066112 (2) 事業所の名称及び所在地 ケアサポートみんなの力 駅西 金沢市北安江4丁目26番 2号	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人みんなの力駅西 金沢市北安江4丁目26番2号 (2) 代表者の氏名及び住所 理事長 相良 まり 金沢市鳴和1丁目10番13号	平成18年 2月1日	居宅介護

## ●金沢市告示第32号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関として次の医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成18年2月13日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	指定年月日
舞クリニック	金沢市三口町土377番地	酒井 美智子	平成18年2月8日

## ●金沢市告示第33号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置に係る許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示し、当該申請に関する許可申請書及び当該産業廃棄物処理施設の設置により周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を平成18年2月13日から同年3月13日まで公衆の縦覧に供します。

なお、同条第6項の規定により、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、平成18年3月27日までに、金沢市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

平成18年2月13日

金沢市長 山 出 保

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 名 称 クリーンライフ株式会社
  - (2) 住 所 金沢市館町又6番地
  - (3) 代表者の氏名 毎田 正男
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
金沢市三小牛町24字1番1外12筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
安定型最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類
- 5 申請年月日  
平成18年2月3日
- 6 縦覧場所  
金沢市環境局環境総務課

## ●金沢市告示第34号

金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則（平成3年規則第3号）第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成18年2月13日

金沢市長 山 出 保

- 1 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称  
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場  
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場  
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場  
金沢市営金沢駅東自転車駐車場  
金沢市営西金沢駅前自転車駐車場  
金沢市営東金沢駅東自転車駐車場  
金沢市営森本駅東第1自転車駐車場  
金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場  
金沢市営金石バス停前自転車駐車場  
金沢市営香林坊自転車駐車場  
金沢市営片町広場自転車駐車場
- 2 保管自転車等の台数  
自転車 175台  
原付自転車 3台
- 3 自転車等を移動し、保管した日  
平成18年1月4日から同月31日まで
- 4 保管自転車等の返還を申し出る場所  
金沢市広坂1丁目9番16号

財団法人 金沢まちづくり財団

## 5 保管自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成18年2月13日から同年8月13日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

## ●金沢市告示第35号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年2月13日

金沢市長 山 出 保

## 1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	撤 去 し た 自 転 車 等 の 台 数	
	自 転 車	台
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	20 台
	原 動 機 付 自 転 車	2 台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	10 台
	原 動 機 付 自 転 車	1 台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	4 台
黒田2丁目地内	自 転 車	1 台
昭和町地内	自 転 車	1 台
湊3丁目地内	自 転 車	1 台

## 2 自転車等を撤去した日

平成18年1月4日から同月31日まで

## 3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所

## (1) 期間

平成18年2月13日から同年8月13日まで

## (2) 場所

金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

## ●金沢市告示第36号

平成9年告示第232号（金沢市営住宅条例の規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定めたことについて）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から適用します。

平成18年2月13日

金沢市長 山 出 保

第1項の表に次のように加える。

田上本町住宅	45戸	0.88
--------	-----	------

## 公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢市農業振興地域整備計画を平成18年2月13日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢市農業振興地域整備計画書を金沢市産業局農林部農林総務課において縦覧に供します。

平成18年2月13日

金沢市長 山 出 保

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に登録したので公告します。

平成18年2月13日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	住 所	登録年月日
71	株式会社 ダイキアクシス	愛媛県松山市美沢1丁目9番1号	平成18年2月8日

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和62年条例第46号）第2条の規定により、次の地区計画等の原案を平成18年2月14日から同月27日まで金沢市都市整備局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

なお、この地区計画等の原案に関する区域内の土地の所有者その他利害関係者は、この地区計画の原案について、平成18年2月14日から同年3月6日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。

平成18年2月13日

金沢市長 山 出 保

地区計画等の種類	地区計画等の名称	地区計画等の位置	地区計画等の区域
地区計画	湖陽団地地区地区計画	金沢市湖陽1丁目及び湖陽2丁目の全部	別図（登載省略）のとおり

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年2月13日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施 行 地 区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市田上本町土地区画整理組合	平成9年3月11日から平成25年3月31日まで	金沢市田上本町三、四、五、六、七、九、ト、チ、リ及びヌの全部並びに田上本町二、八、二、へ、ル及びソ、田上町イ、レ、ナ、ラ及びキ並びに錦町一の各一部	金沢市田上本町ヲ103番地	平成9年3月7日	平成18年2月3日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成18年2月13日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	縦 覧 場 所	縦 覧 時 間
金沢市田上本町土地区画整理組合	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局定住促進部区画整理課	午前9時から午後5時30分まで

## 選挙管理委員会告示

### ●金沢市選挙管理委員会告示第3号

平成18年1月1日現在で調製した金沢市農業委員会委員選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第

100号) 第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成18年2月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成18年2月23日から同年3月9日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで

●金沢市選挙管理委員会告示第4号

平成18年3月19日執行予定の石川県知事選挙につき、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第17条ただし書の規定により、選挙人名簿の登録の移替えを当該選挙の期日後に延期する期間を次のとおり定めます。

平成18年2月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

登録の移替えを延期する期間

平成18年2月18日から同年3月19日まで

平成18年(2006年)2月13日 印刷

平成18年(2006年)2月13日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷者 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

前 川 稔

(株) 共 栄